

佐賀ユニバーサルデザインキャラクター利用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県（以下、「県」という。）が定めた別紙に掲げる佐賀ユニバーサルデザインキャラクター（以下、「佐賀UDキャラクター」という。）を利用する場合の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 佐賀UDキャラクターを利用しようとする者は、あらかじめ県の許諾を受けなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 佐賀UDキャラクターの普及のため、県が利用を依頼する場合
- (2) 報道機関が、報道及び広報の目的で利用する場合
- (3) その他県が特に必要と認めた場合

2 前項の許諾を受けようとする者は、佐賀UDキャラクター利用許諾申請書（様式第1号）に必要な書類等を添えて、県に申請しなければならない。

(利用の許諾)

第3条 県は、前条第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該利用がユニバーサルデザイン（以下、「UD」という。）の理解促進や県のUD施策のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下、「利用許諾」という。）をすることができる。

2 県は、利用許諾を行ったときは、佐賀UDキャラクター利用許諾通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利用許諾の制限)

第4条 佐賀UDキャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は利用許諾をしないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用されるおそれのある場合
- (4) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) UDの正しい理解の妨げになるおそれのある場合
- (6) 適正な利用方法に従って利用しないおそれのある場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (8) その他承認することが不相当と認められる場合

2 県は、前項の規定により佐賀UDキャラクターの利用許諾をしないときは佐賀UDキャラクター利用不許諾通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(利用許諾期間)

第5条 利用許諾期間については、2年以内とし、2年以上利用を希望する者は、再度、利用許

諾申請書の提出を要する。

(利用上の遵守事項)

第6条 佐賀UDキャラクターを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条第2項の規定による利用許諾申請書に記載された内容以外に利用しないこと。
- (2) キャラクターデザインを利用する際は、原則として「UDキャラクターゆうちゃん」の表記を入れること。
- (3) 指示された色、形状等を正しく利用すること。ただし、やむを得ない事情により色、形状等を変更する場合は、県に事前協議を行い、県の許諾を得ること。
- (4) 利用許諾を受けた対象物の完成見本を速やかに県に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難と認められるものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。
- (5) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

(申請内容の変更)

第7条 佐賀UDキャラクターの利用許諾を受けた者が、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ県の許諾を受けなければならない。

- 2 前項の許諾を受けようとする者は、佐賀UDキャラクター利用許諾変更申請書(様式第4号)に必要な書類等を添えて、県に申請しなければならない。
- 3 県は、第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を許諾するときは佐賀県UDキャラクター利用変更許諾通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(許諾の取消し等)

第8条 県は、利用者が次の各号いずれかに該当する場合は、佐賀UDキャラクターの利用許諾(前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消すものとする。

- (1) 利用許諾申請の内容に虚偽のある場合
 - (2) 利用許諾の条件に違反して使用した場合
 - (3) その他県が必要と認めた場合
- 2 県は、前項の規定により利用許諾を取り消したときは、利用者に対し利用許諾取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。
 - 3 前2項の規定による佐賀UDキャラクターの利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害については、県はその責めを負わない。
 - 4 第1項の規定により許諾を取り消された者は、その対象物を利用してはならない。
 - 5 県は、利用者に佐賀UDキャラクターの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(損失補償等の責任)

第9条 県は、佐賀UDキャラクターの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、佐賀UDキャラクターを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 前条第1項に該当する場合等において、これにより県に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求するものとする。

(経費等の負担)

第10条 県は、利用者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、佐賀UDキャラクターの取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月5日から施行する。

この規程は、平成27年8月3日から施行する。

この規程は、平成28年4月20日から施行する。

佐賀県県民環境部県民協働課長 様

申請者 住 所
会社名
(ふりがな)
代表者名 ⑩
生年月日 年 月 日
連絡先 (電話番号)
(担当部署名)
(担当者名)

佐賀ユニバーサルデザインキャラクター利用許諾申請書

佐賀ユニバーサルデザインキャラクターを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

利用対象物 (キャラクターデザイン利用の 場合)	<input type="checkbox"/> ポスター、パンフレット、ホームページ等 <input type="checkbox"/> 看板、横断幕等 <input type="checkbox"/> テレビ、新聞、広報誌等 <input type="checkbox"/> 配布する宣伝、販売促進物品 <input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> その他 ()
	具体的な名称
利用目的	
利用方法	
利用数量	
利用期間	

2 申請に必要な添付書類等

- ・企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ・申請者の概要、現況等を示すもの

※ 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。
なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報、この承認に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

【裏 面】

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

* お預かりした個人情報(担当者名等)は、この申請に係る事務処理のためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

詳しくは、佐賀県プライバシーポリシーをご参照ください。

様

佐賀県県民環境部県民協働課長

佐賀ユニバーサルデザインキャラクター利用（変更）許諾通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました佐賀ユニバーサルデザインキャラクターの利用（変更）について、許諾します。

なお、利用にあたっては下記の点に留意してください。

記

- 1 佐賀ユニバーサルデザインキャラクター利用取扱規程第5条を遵守してください。
- 2 利用に関する権利を他人に譲渡することはできません。
- 3 キャラクター利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、県は一切の責任を負いません。
- 4 利用に際しては、表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 利用者が上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- 7 利用許諾取消通知があった場合は、直ちに利用を中止してください。また、取消しにより利用者に生じた損害について、佐賀県は一切の責任を負いません。
- 8 キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 佐賀ユニバーサルデザインキャラクター利用取扱規程は、必要に応じて変更することがあります。

様式第3号（第3条関係）

県協第 号
平成 年 月 日

様

佐賀県県民環境部県民協働課長

佐賀ユニバーサルデザインキャラクター利用不許諾通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました佐賀ユニバーサルデザインキャラクターの利用については、下記の理由により許諾しないこととしましたので通知します。

記

不許諾の理由

平成 年 月 日

佐賀県県民環境部県民協働課長 様

申請者 住 所
会社名
(ふりがな)
代表者名 ⑩
生年月日 年 月 日
連絡先 (電話番号)
(担当部署名)
(担当者名)

佐賀ユニバーサルデザインキャラクター利用許諾変更申請書

平成 年 月 日付け県協第 号で許諾を受けた内容について、下記のとおり変更
したいので申請します。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 申請に必要な添付書類等

- ・変更内容が確認できる資料等

様式第5号（第7条関係）

県協第 号
平成 年 月 日

様

佐賀県県民環境部県民協働課長

佐賀ユニバーサルデザインキャラクター利用許諾取消通知書

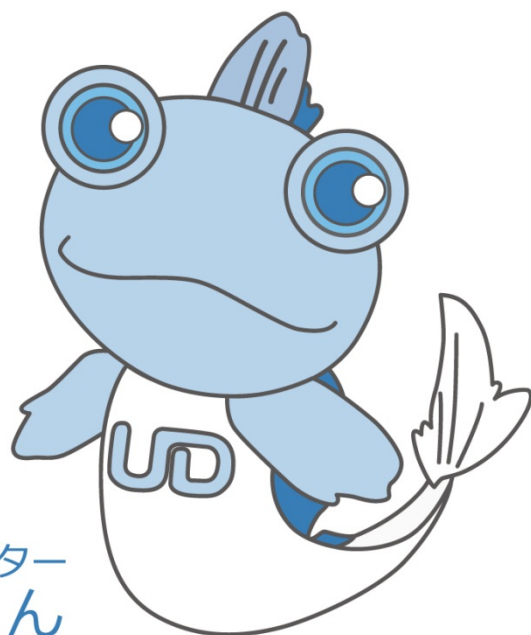
平成 年 月 日付け県協第 号で許諾した佐賀ユニバーサルデザインキャラクターの利用許諾は、下記の理由により取り消します。

記

取消の理由

(別紙)

■ 佐賀ユニバーサルデザインキャラクター：「ゆうちゃん」



UDキャラクター
ゆうちゃん